

第六号

徳島県災害対策本部条例の一部改正について

徳島県災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年九月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県災害対策本部条例の一部を改正する条例

徳島県災害対策本部条例（昭和三十七年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。